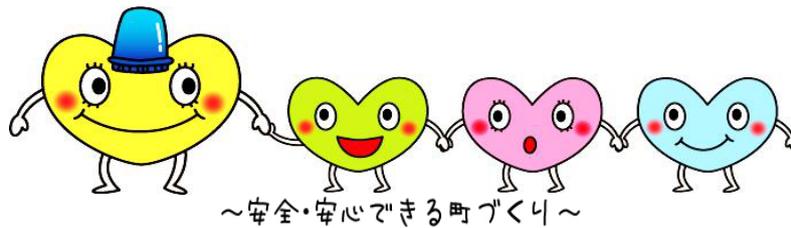


LED防犯灯の見守り及び 移設・付替・撤去手続き関係の手引



地域のこころでみんなを守ろう

制度問合せ先
横浜市市民局 地域防犯支援課
電話番号：671-3709
F A X : 664-0734

問合せ及び提出先
〇〇区役所 地域振興課
住所：〇〇区〇〇町-123
電話番号：〇〇〇-〇〇〇〇

※F A Xでの提出はできません。必ず原本を御提出ください。

1 防犯灯の日常の見守りについて

1 横浜市管理の防犯灯について

横浜市が管理する防犯灯 約 18 万灯	
電柱共架型 約 16 万灯 (電柱につけた灯具を管理)	鋼管ポール型 約 2 万灯 (独立柱を建て、灯具をつけて柱ごと管理)
灯具の横に黄色のプレートが付いています 	ポール本体に黄色のプレート又は銀色のシールが付いています 
 	プレートタイプ  シールタイプ 

- ・市民局で管理している防犯灯は、全てLED化されており、区名入りの黄色のプレートまたは銀色のシールが付いています。
- ・物価高騰等により事業費は年々増大していますが、電気料金など縮減できない経費が事業費全体を圧迫している状況です。(防犯灯の電気料金は点灯の有無に関わらず一律料金です。)このため、市では、現在ある防犯灯の維持への対応に注力しています。
- ・街の灯り全体のバランスよい配置を目指し、全体最適の視点から防犯灯の適正配置を進めていく必要があると考えていますので、引き続き、地域の皆様の御理解、御協力をお願いします。

2 防犯灯の不具合等の発見・情報提供について

市が設置したLED防犯灯については、故障の発見・連絡や周辺草木の除去等、日常の見守りを、自治会町内会の皆様をお願いしています。灯具の交換、故障時の修繕などの維持管理は横浜市が直接行っております。

LED 防犯灯のうち全体の1割程度は、既に光源寿命を大きく超過していますが、使用を続けている状況です。故障や不点灯がそのままになってしまわないよう、引き続き御協力をお願いします。

また、自治会町内会から移管された鋼管ポール型防犯灯は、設置から年数が経ったものも多く、劣化の著しいものも見られます。倒壊による被害を防止するためにも、見守り活動等により劣化したポールを発見した場合は、速やかな情報提供をお願いします。



LED防犯灯の故障等を発見された際は、お手数ですが次の連絡先までご連絡ください。

【LED防犯灯の故障等を発見された際の連絡先】

各区役所地域振興課

電話番号：045-〇〇〇-〇〇〇〇 メール：〇〇-〇〇@city.yokohama.lg.jp

市民局地域防犯支援課

電話番号：045-671-3709 メール：sh-chiikibohan@city.yokohama.lg.jp

■お知らせいただきたいこと

- ① 管理番号(黄色のプレート又は銀色のシールに記載されている番号)
- ② 電柱番号、住所及び目標物
- ③ 不具合の内容(「点灯していない」「昼間も点いている」「車が衝突し鋼管ポールが傾いた」「鋼管ポールの根元が腐食している」等)
- ④ 不具合発生の時期(気づいた日)及び時間帯

*防犯灯は、周囲の明るさを感知して自動点灯します。周囲の状況により、点灯のタイミングが異なることがありますが、故障ではありません。

3 垂れたり切れている電線を見つけたとき

防犯灯が倒れるなどして、垂れたり切れている電線を見つけたときは、感電の恐れがありますので絶対に近づかず、東京電力カスタマーセンターに連絡してください。

東京電力カスタマーセンター 停電・設備に関するお問い合わせ

電話番号：0120-995-007

※0120 番号をご利用になれない場合は電話番号：03-6375-9803 (有料)

4 繁茂した草木の対応について

灯具、ポール等に繁茂した草木の除去は、土地所有者の方への対応・依頼も含め、自治会町内会の皆様をお願いしています。

横浜市では行いませんので、ご了承ください。

5 劣化した鋼管ポール防犯灯の対応について

劣化の著しい鋼管ポールは、安全を考慮し速やかに撤去しています（対象は市が選定します）。撤去後は、横浜市防犯灯設置基準に照らし合わせ、①撤去のみ、②近隣電柱に灯具を移設、③建替え（鋼管ポール型防犯灯の再整備）のいずれかの対応となります。

市の設置する防犯灯は電柱共架型を基本としていることから、建替えは付近に電柱がない場合に限りです。建替えにあたっては、近隣にお住まいの皆様から御理解・御協力を得るために、自治会町内会の御協力をお願いします。具体的な内容は、個別に相談させていただいております。

ご承知おき下さい ～建替えの制約について～



建替える防犯灯は、市の仕様に則り、鋼管ポール基礎として直径 50cm のものを設置します。

作業には、縦 70cm、横 70cm、深さ 140cm 程度の穴を掘削するスペースが必要です。そのため、埋設管等の影響により、従前の鋼管ポールと同じ場所に設置できない場合もあります。

設置可能なスペースを確保できない場合や、近隣にお住まいの皆様の合意が得られない場合などは建替えられず、撤去のみとなりますので、御了承ください。

6 電柱の撤去に伴う防犯灯の取扱いについて

市の電柱共架型防犯灯は、電柱事業者の許可を得て設置し、維持管理しています。電柱事業者や設置場所等の都合により、灯具のついた電柱が撤去・移設される場合、原則として防犯灯も同時に撤去・移設となりますので、予め御承知おきください。

2 防犯灯の撤去・移設・付替の手続きについて

防犯灯の事業費全体は年々増大していますが、物価高騰等により維持管理コストも増大し、現在ある明かりの維持への対応に注力せざるを得ない状況です。このような状況にあっても「暗い場所にあかりが欲しい」というご要望にお応えするため、令和6年度から「付替」を制度化しました。

地域に整備された18万灯の防犯灯をうまく生かして、地域の皆様とともに工夫しながら灯りを確保していきたいと考えていますので、撤去・移設・付替についてご協力をお願いします。

(1) 撤去

撤去とは、電柱又はポール付いている防犯灯を撤去すること（ポールに付いている防犯灯はポールごと撤去）を指します。

撤去については随時受け付けており、自治会・町内会または防犯灯の設置されている土地所有者から区役所地域振興課に「LED防犯灯の撤去申出書」（土地所有者の場合は「依頼書」）が提出された場合行います。

なお、東電やNTTの工事等による電柱の撤去があった場合、また、経年劣化により存置できなくなったポール防犯灯は、原則撤去しますので、ご了承ください。

防犯灯設置基準を超えて設置している防犯灯があることを確認した場合は、撤去します。

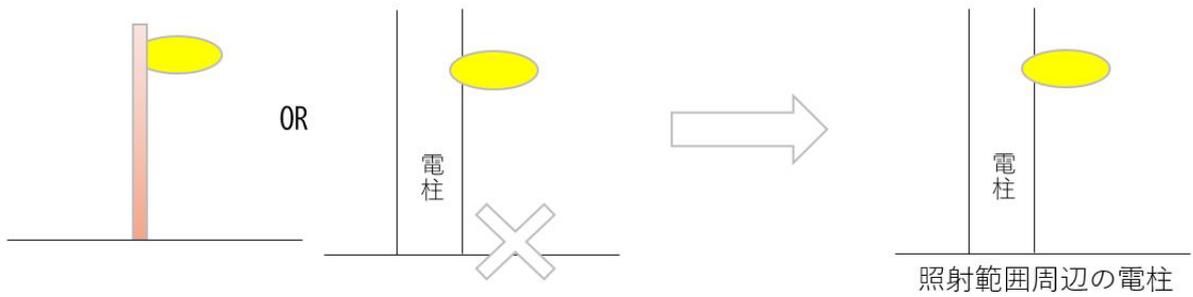
(2) 移設

移設とは、電柱やポールの撤去等により取り外した灯具を、既存灯具近くの電柱につけ直すことを指します。（ポールごとの移設はありません）

電柱から電柱への移設については、電柱の所有者である東電やNTTの依頼、もしくは自治会・町内会から区役所地域振興課に「東電柱・NTT柱への移設確認書」の提出により行います。

ポール防犯灯から電柱への移設については、自治会・町内会から区役所地域振興課に「鋼管ポール防犯灯撤去の東電柱・NTT柱への移設確認書」の提出により行います。

また、電柱から電柱への移設、ポール防犯灯から電柱への移設については随時受け付けています。移設場所は、防犯灯設置基準に準じている必要があります。



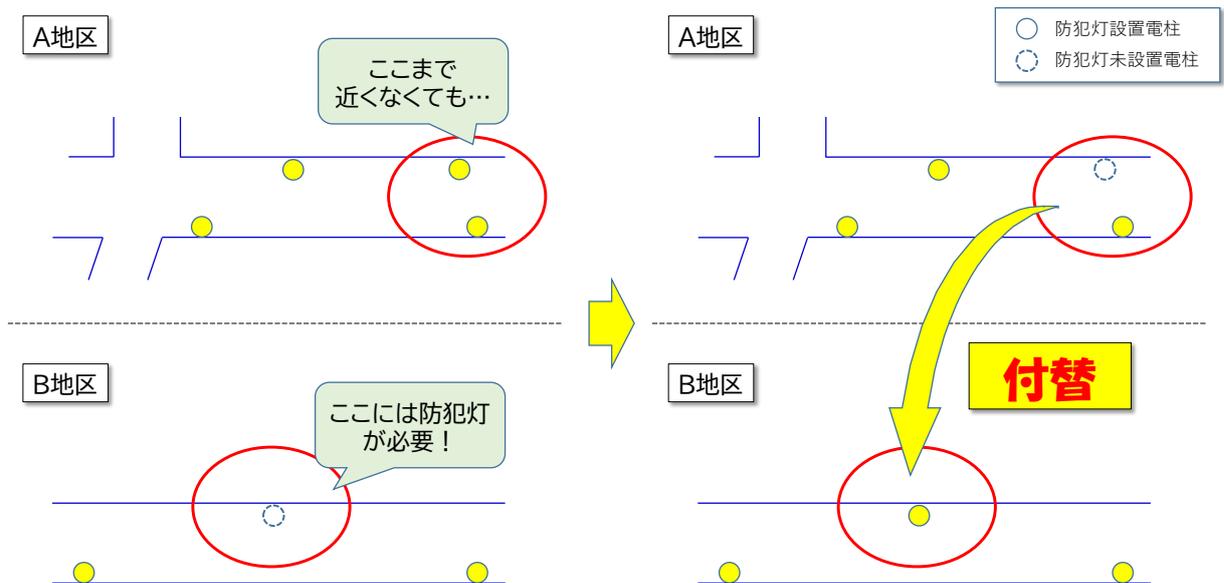
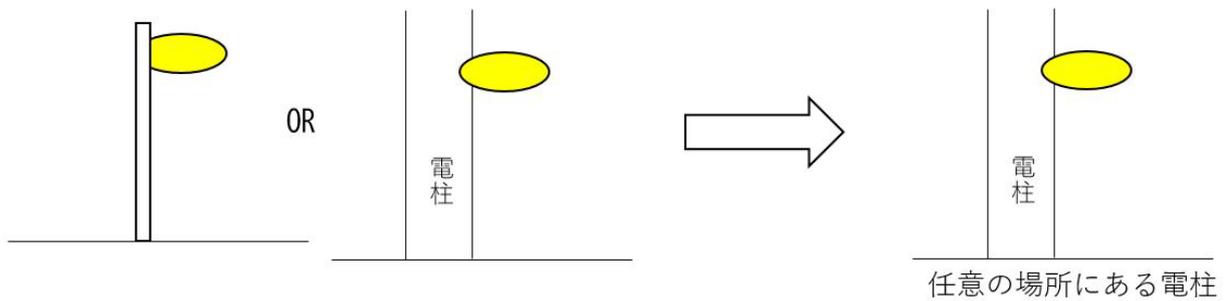
(3) 付替

付替とは、周辺土地利用が変わり、防犯灯に頼らず十分な明るさを確保できる“もったいない状態”で設置された防犯灯（電柱共架型又は鋼管ポール型）を撤去し、周囲に明かりが無い場所の電柱に設置することを指します。

この制度を利用すると、防犯灯の総数が変わらないため、市の維持管理コストを据え置きながら、必要な場所に明かりを確保することができます。

付替については、令和7年度からは常時受け付けます。申請は、「LED防犯灯《付替》申請書【電柱共架型】兼撤去申出書」の提出により行います。

なお、付替場所は、防犯灯設置基準に準じている必要があります。



3 電柱共架型の防犯灯設置基準について

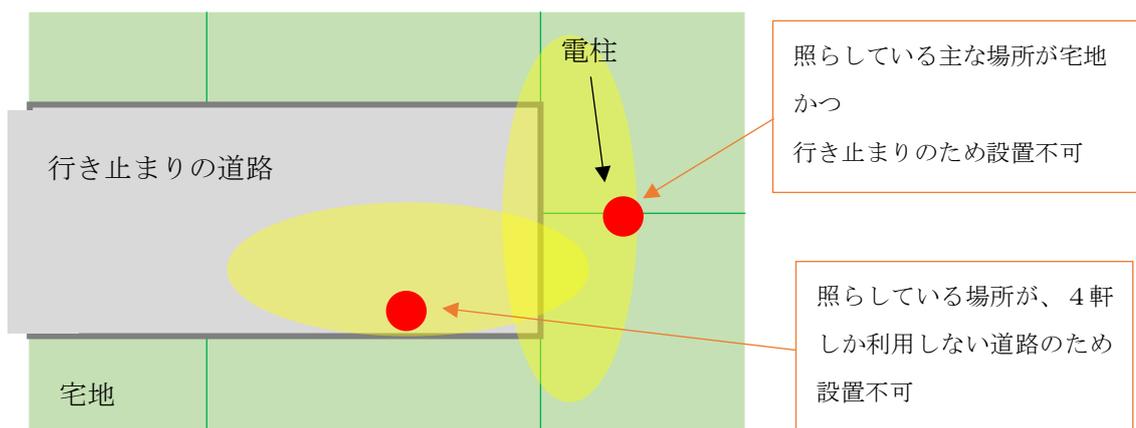
設置・付替場所は、防犯灯設置基準に準じている必要があります。

- (1) 設置できる電柱は、東電柱またはNTT 柱のみ設置対象になります。
(私有柱等は設置不可です。)
- (2) 設置場所は、自治会町内会の区域内及びその周辺で多くの地域住民が通行する道路を照明する場所とします。行き止まり道路などの特定の人しか利用しない場所には設置できません。

※ 電柱が道路から奥まったところなどにあり、照らしているところの主な場所が道路で無い場合は設置できません。

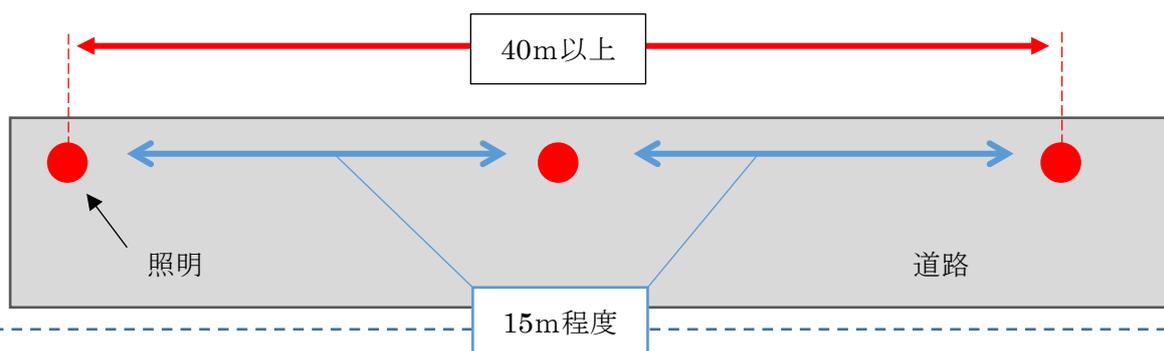
特定の人 → 玄関が5軒未満と定義しています。よって、道の先が行き止まりでも、5軒以上あれば可です。(マンション等集合住宅は、部屋数を軒数とします)

(例) 行き止まり道路の設置不可箇所



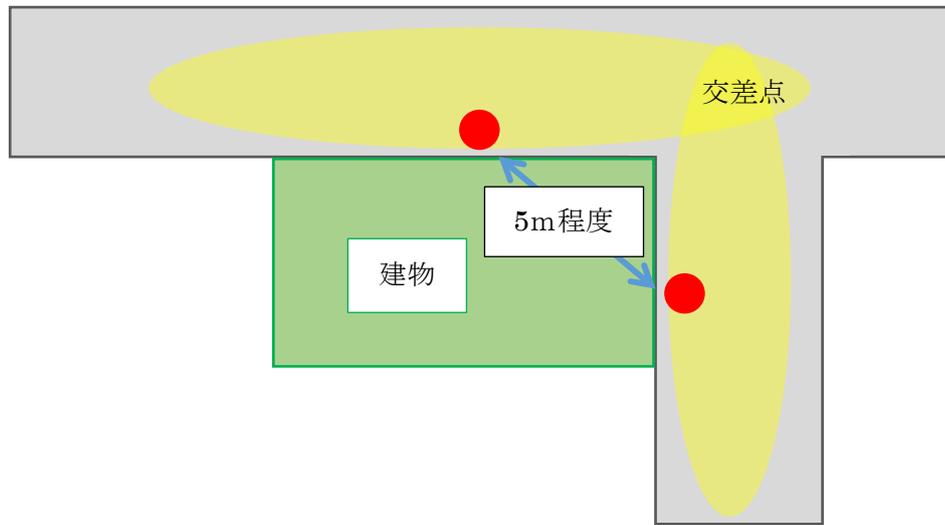
- (3) 防犯灯の設置間隔は原則として、屋外照明からおおむね25m以上とします。ただし、防犯上及び道路形状等の理由によりやむを得ない場合は、この限りではありません。

(例外1) 一番近い照明から15m程度離れている、かつ両隣の照明間隔が40m以上離れている場合。



(例外2) 交差点付近など、照らしている向きが違い、かつ家屋やマンションなどの建物があり光が広がらない場所については、屋外照明から5m程度離れている場合。

(3m以上高低差がある場所については現地の状況によって設置することも可能です。)



(4) 灯具の設置の高さは、原則として地上から4.5メートルとする。

※ 車が通る道路については、道路占用基準により4.5m以上の設置となります。

また、各防犯灯メーカーは、地上から高さ4.5mで最適な配光の設計をしています。4.5mより低い設置を希望した場合、光が広がらず、スポット照明となってしまう、防犯灯の役目を果たさなくなり、設置対象外及び撤去対象となる可能性があります。

(5) 電柱が私道・私有地にある場合、土地の所有者の設置承諾及びメンテナンス時の立入承諾が条件となりますので、承諾書をいただけない場合は設置できません。

(6) 樹木の繁茂により防犯灯への影響が予想される場所については、継続的に土地所有者または自治会町内会により樹木の剪定、維持管理できる場所とします。

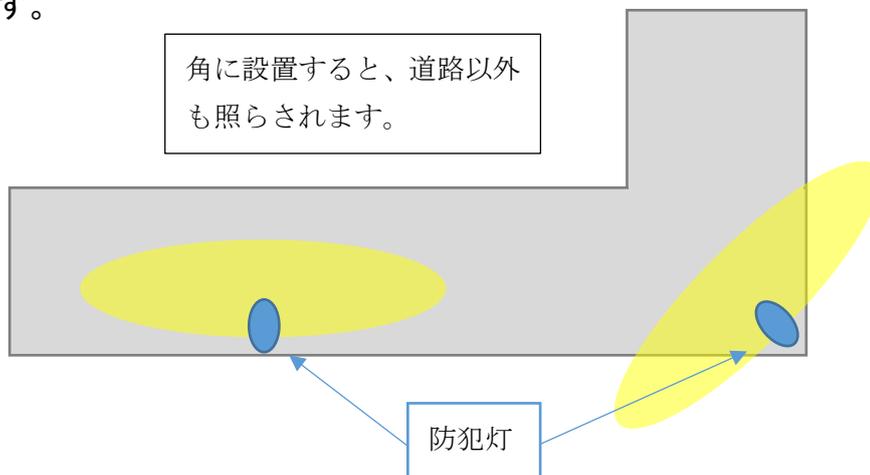
(剪定されず防犯灯の役目を果たしていないものは撤去する場合があります。)

4 移設・付替先の注意事項について

LED防犯灯は、蛍光灯防犯灯に比べて、眩しさを感じやすい照明です。家屋に近接したところに設置を希望する場合は、リビング、寝室、玄関などに光が差し込むことがございますので、必ず近隣にお住まいの方など関係者の御理解を得たうえで申請を行ってください。

また、田畑がある場所に設置するような場合も、野菜や庭の植物等に影響を及ぼす可能性がありますので、耕作者等への御確認をお願いいたします。後に、トラブルの原因になることがありますので、御協力くださいますようお願いいたします。

- (1) 移設・付替箇所は原則同自治会・町内会内です。
- (2) 防犯灯の光は横に広がる性質があります。なるべく道路に垂直の向きでお願いします。



- (3) LED防犯灯の設置については、次のような問題が生じる恐れがあります。
 - ア リビング、寝室、玄関などに光が差し込み、気になることがある。
 - イ 野菜や庭の植物に影響を及ぼすおそれがある。
- (4) 設置基準を満たしていても、施工上の問題で設置できない場合があります。あらかじめ御了承ください。

(例) 電柱に看板などの工作物や電線などの障害物などがあり、LED防犯灯を設置するスペースがない場合
- (5) 灯具が設置されてから通電するまでに要する期間は、1か月～2か月程度が目安です。しかし、東電柱の支線柱やN T T柱などで電力線が敷設されていない電柱の場合は、この期間が数か月に及ぶ場合もあります。
- (6) 樹木の繁茂により防犯灯への影響が予想される場所については、土地所有者等により樹木の剪定をしていただく必要があります。

5 記入見本

1-1 「電柱から電柱への防犯灯の移設申出書」の記入方法

電柱から電柱へのLED防犯灯移設申出書

令和 年 月 日

代表者と連絡先が同一の場合は記入不要です。

自治会町内会名： _____

代表者住所：横浜市 _____ 区

代表者氏名： _____

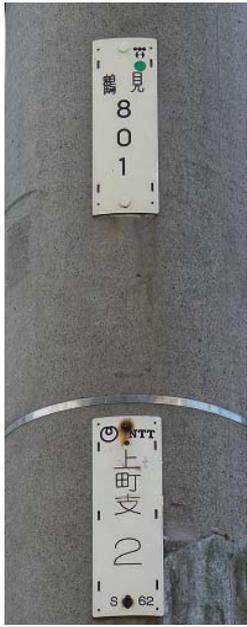
代表者電話番号： _____ - _____ - _____

連絡者氏名： _____

連絡者電話番号： _____ - _____ - _____

東京電力、NTTの番号が両方ある場合は両方とも記入してください。電柱に番号がない場合は、「電柱番号なし」と記入してください。

電柱番号（例）



【電柱の場所について】
電柱が建っている場所として該当する方へ○を記入してください。

移設先の住所	_____
移設先の電柱番号	_____
場所	公道 ・ 私道 ※私道（私有地）の場合は別途承諾

申請に当たっての手引きの確認（確認したうえ○をつけてください）

チェック欄	項目
<input type="checkbox"/>	LED防犯灯の見守り及び移設・付替・撤去手続きを確認しています。

防犯灯
防犯灯

指定の資料の内容を御確認いただいた上、○を記入してください。

移設場所写真

(必ず写真を添付して)

**設置場所の特定のため、
写真の貼付をお願いします。
※防犯灯全体が写るようにお願いします**

(例)



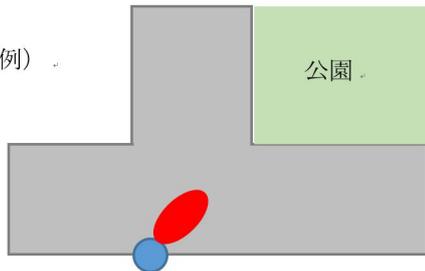
- ・ 枠内に上から貼り付けてください
- ・ 縦写真でも横写真でもどちらでも可能です。
- ・ 別紙作成の上、添付でも構いません。

**防犯灯の設置向きについて
図示等をお願いします。**

防犯灯設置向き

防犯灯の設置向きについて、図示をお願いします。

(例)



公園方向に。
45°向けて設置。

- ・ この申請により設置されたLED防犯灯について、自治会町内会で日常の見守り（故障の発見、連絡及び繁茂した草木の除去等）を行っていただきます。
- ・ 多くの地域の方が通行する道路を照明する場所を選定してください。行き止まり道路など、特定の人しか利用しない場所には設置できません。

1-2 「鋼管ポールLED 防犯灯撤去 電柱へのLED 防犯灯移設申出書」の記入方法

鋼管ポールLED 防犯灯撤去 電柱へのLED 防犯灯移設申出書

令和 年 月 日

自治会町内会名： _____

代表者住所：横浜市 _____ 区 _____

代表者氏名： _____

代表者電話番号： _____ - _____ - _____

連絡者氏名： _____

連絡者電話番号： _____ - _____ - _____

代表者と連絡先
が同一の場合は
記入不要です。

昼間に連絡のとれる
電話番号を記入してください。

【電柱番号について】
 東京電力、NTTの番号が両方ある場合は両方とも記入してください。
 電柱に番号がない場合は、「電柱番号なし」と記入してください。

【電柱の場所について】
 電柱が建っている場所として該当する方へ○を記入してください。

指定の資料の内容を御確認いただいた上、
○を記入してください。

電柱番号（例）


	移設先の住所	_____ 区 _____
	移設先の電柱番号	_____
	電柱の立っている場所	公道 ・ 私道 ※私道（私有地）の場合は別途承諾書

申請に当たっての手引きの確認（確認したうえ○をつけてください）

チェック欄	項目
○	LED防犯灯の見守り及び移設・付替・撤去手続き確認しています。

防犯灯地図
防犯灯

移設場所写真

(必ず写真を添付して)

**設置場所の特定のため、
写真の貼付をお願いします。
※防犯灯全体が写るようにお願いします**

(例)

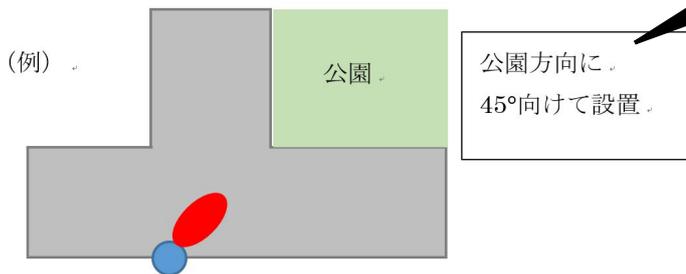


- ・ 枠内に上から貼り付けてください
- ・ 縦写真でも横写真でもどちらでも可能です。
- ・ 別紙作成の上、添付でも構いません。

**防犯灯の設置向きに
ついて図示等をお願い
します。**

防犯灯設置向き

防犯灯の設置向きについて、図示をお願いします。



- ・ この申請により設置されたLED防犯灯について、自治会町内会で日常の見守り（故障の発見、連絡及び繁茂した草木の除去等）を行っていただきます。
- ・ 多くの地域の方が通行する道路を照明する場所を選定してください。行き止まり道路など、特定の人しか利用しない場所には設置できません。

1-3-2 「LED防犯灯の撤去申出書（土地所有者用）」の記入方法

(土地所有者用)

LED防犯灯撤去申出書

令和 年 月 日

横浜市長

土地所有者住所： _____

土地所有者氏名： _____ ㊟

土地所有者電話番号： _____ - _____

スタンプ印不可です。自署の場合は押印不要。

連絡者氏名： _____

連絡者電話番号： _____ - _____

連絡者欄について、土地所有者と連絡者が同じ場合、記入不要

以下のLED防犯灯について、撤去いただくよう申し出ます。

防犯灯の種類	<input type="checkbox"/> 電柱共架型（電柱番号： _____ ） <input type="checkbox"/> 鋼管ポール型
（青色プレートの番号）	（例：AP1234）
電柱またはポール住所	_____ 区
撤去の理由	

※防犯灯のある自治会・町内会に撤去する旨の連絡をしてください。
（自治会・町内会の連絡先が不明の場合は、各区地域振興課にお問い合わせ下さい。）

（注）ボールペン等で記入してください。
（注）鋼管ポールについて、経年劣化が認められる場合は、付替えによる設置可否に関わらず撤去となります。

（市使用欄）

土地所有者と連絡先が同一の場合は記入不要です。

昼間に連絡のとれる電話番号を記入してください。

該当する方を選択してください。

3 申請場所写真 (設置場所の特定と設置希望の電柱の特定)

設置場所の特定のため、
写真の貼付をお願いします。
※防犯灯全体が写るようにお願いします

- ・枠内に上から貼り付けてください。
- ・縦横どちらの向きでも構いません。
- ・別紙に添付したもので構いません。



- ・周囲の風景と申請対象と一緒に写るように撮影してください。
- ・電柱への新設を希望する場合は、電柱の根元が見えるように撮影してください。

4 提出にあたっての確認事項 ※確認のうえ、チェック欄に○を記入してください。

指定の資料の内容を御確認いただいた上、
○を記入してください。

チェック欄	項
	設置希望場所は、行き止まり道路など、設置が困難な場所ではありません。
	申請にあたっては、区連会資料・新設申請の手引き・最新の新設工事について（お知らせ）の内容を確認しました。
	設置希望場所を記入した地図（防犯灯配置図等）を添付しています。
	設置希望場所が私道・私有地のため、「防犯灯設置承諾書」を添付しています。 ←設置希望場所が「公道上」の場合はチェック不要です。

撤去を申し出る防犯灯の 管理番号（黄色いプレートの番号）	<input type="checkbox"/> 電柱共架型 <input type="checkbox"/> 鋼管ポール型 (例：AP1234)
当該防犯灯の概ねの住所	区
撤去申出の理由	

【提出先】 区地域振興課

2 「防犯灯配置図」の記入方法（任意の地図で構いません）

（例 1）防犯灯地図を使用する場合



防犯灯地図を使用する場合は、申請する電柱の記号に○（マル）をつけてください。

※ この地図は防犯灯の申請以外の目的で使用することはできません。ご注意ください。
この地図には、NTTのみが使用しているNTT単独柱は記載されていません。

（例 2）任意の地図を使用する場合



3 「土地使用承諾書兼誓約書」の記入方法

土 地 使 用 承 諾 書 兼 誓 約 書

承諾書を記入した日付です。
年 月 日

(届出先)
横 浜 市 長

私は、私が所有する土地の所有者が記入、押印してください。
※自署した場合は押印を省略できます。
※スタンプ印は無効です。

氏 名

(自署の場合は押印不要)
(法人の場合は、名称・代表者の役職及び氏名)

承諾する土地：横浜市 区

承諾する電柱名（番）

誓 約 項 目

設置を行う土地の住所を記入してください。なお住所は、届出書で記入した住所と同様となります。

東京電力、NTTの番号が両方ある場合は両方とも記入してください。
電柱に番号がない場合は、「電柱番号なし」と記入してください。

電柱番号（例）

